

第44回わいわいカーニバル

「移動販売車（キッチンカー）」出店者募集要領

1 目的

この要領は、わいわいカーニバル実行委員会、春日井市及び公益社団法人春日井青年会議所が主催するわいわいカーニバルにおいて、移動販売車（以下、「キッチンカー」という。）での飲食提供により、わいわいカーニバルの魅力の向上、参加促進に資することを目的とする。

2 出店日時

令和8年5月10日（日） 午前10時から午後3時まで（搬入出を除く販売時間）

※雨天等の場合は、中止になることがある。

3 出店場所

わいわいカーニバル会場（落合公園）内

春日井市東野町字落合池1番地 ※会場配置図（別紙）参照

4 出店内容

（1）募集小間数 10小間程度

※会場配置図（別紙）中、A：5小間・B：5小間の予定。

※申し込みは、1店舗につき1小間とする。

※申し込み多数の場合は、販売品目、価格等を考慮し、主催者が選考する。

（2）小間割 会場内配置は、主催者において決定する。

※申し込み時に、希望場所（A・B・どちらでも良い）を募るが、必ずしも希望に沿えるとは限らない。

（3）出店料 5,000円

※雨天等によりわいわいカーニバルが中止となる場合は、出店料を返還するが、少雨等わいわいカーニバル決行（一部、外のブースが中止の場合あり）の場合は、一度納付した出店料は原則返還しない。

5 出店資格及び制限

(1) 出店資格

- ア 公的機関が発行する春日井市内における有効な営業許可証（自動車による飲食店営業）を有すること。
- イ 出店責任者本人がわいわいカーニバル当日に参加し、食品衛生責任者又は調理師の有資格者が常駐すること。

(2) 出店制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、出店の対象外とする。

- ア 代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者である者。
- イ 破産者であって復権していない者。
- ウ 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- エ 国税、地方税を滞納している者。
- オ 暴力団員等（春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者であるおそれのあると市長が認める者。
- カ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等経営状態が著しく不健全であると認められる者。

6 販売品目

- (1) 食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物とする。
- (2) 調理・包装済みの飲食物を販売する場合、販売を行う食品は、食品衛生責任者の管理のもと、飲食店営業許可、菓子製造業許可等の食品営業許可を持つ施設で製造され、名称・期限表示・製造者・販売者等を必ず記載すること。
- (3) フライドポテトの詰め放題等の客が素手で商品に触れる可能性がある販売方法は禁止とする。
- (4) 申込時の販売品以外の販売及び宣伝行為は禁止する。

(5) 次の食品は販売を禁止する。

ア 酒類

イ 残り汁等の残飯が想定されるもの（販売者において、適切に処理が可能な場合はこの限りではない。）

(6) 販売価格は可能な限り青少年が購入しやすい価格とする。

7 キッチンカーの仕様

(1) 車両寸法 全長×全幅の平面積が 10 m²以内とする。

(2) 設 備 電力、給排水設備を搭載していること。

※公園の設備等の使用は不可とする。

(3) 環境保護 2005 年（平成 17 年）以降の排出ガス規制基準に適合した低公害車両であること。

(4) 外 装 陸運局の車体等構造にかかる許可を得たものであること、かつ、華美な装飾でないこと。

8 車両及び資機材の搬入出

(1) 搬入は、5月10日（日）午前8時から9時までの間とする。

(2) 搬出は、5月10日（日）午後3時30分から4時30分までの間とし、車両及び資機材等を完全撤収すること。

(3) わいわいカーニバル開催時間帯の会場内への車の乗り入れ及び会場周辺の駐停車は禁止とする。

9 店舗・設備

(1) 出店に必要な資機材、費用等はすべて出店者の負担とする。

(2) 法令に定める申請、届出や必要な資格者の配置は出店者の責任と負担で実施すること。

(3) 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、衛生的に販売すること。

(4) 出店者は、車外にゴミ箱を設置し、自店の販売物以外が投棄されていても持ち帰り適正に処分すること。なお、排水についても自店にて管理し、適正に処分すること。

- (5) 電気設備、排水設備、水道設備を始めとする公園設備の使用は不可とする。発電機等必要な機材は出店者が用意すること。
- (6) 営業に発電機等が必要な場合は、低公害、低騒音な機器を使用するとともに火災等の事故防止に必要な対策を講じるものとし、配線の養生など来場者の安全に万全を期すこと。
- (7) スピーカー等を使用したBGMや呼び込み等は禁止とする。
- (8) 照明は、作業用のみとし、車両の電飾及び看板照明等は禁止とする。

10 注意事項

- (1) 食品営業許可書は、店舗内の視認可能な場所に掲示すること。
- (2) 申請時に提出した販売品目以外は販売しないこと。
- (3) 出店の申請をしたキッチンカーを無断で変更することはできない。
- (4) 春日井保健所が定める「自動車による営業並びに露店営業、臨時営業及び短期営業に関する取扱要領」に従い、衛生管理等を徹底すること。
- (5) 包装容器は、紙包装等環境負荷軽減に配慮すること。
- (6) 出店に係る権利は、他人に委託し又は譲渡することはでない。
- (7) 販売中は、車両のエンジンを停止することとし、かつ無断での移動を禁止する。
- (8) 販売品及び出店に関わる一切の責任を負うこととする。
- (9) 上記の項目に違反した場合は、今後の出店を禁止する。
- (10) 中止等は、当日午前7時30分までに決定し、ホームページ及びインスタグラムで公開するため、確認すること。

11 損害賠償

- (1) 食品営業に係る賠償責任保険に加入していること。
加入する保険の補償対象は、食中毒などの食品安全及び看板の倒壊など出店者を原因とする事故に係る怪我等を含めること。
- (2) 出店者はその責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。ただし、公園施設を現状に回復した場合は、この限りではない。

- (3) 出店に起因する事故（火災や食中毒など）や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む）は出店者が全責任を負い、誠意を持って対応すること。主催者は一切の責任を負わないこととする。
- (4) 出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失等の損害について、主催者は一切責任を負わないこととする。
- (5) 中止に伴う損失、販売数量等に基づく損失については、主催者は一切補償しないこととする。

12 申込方法及び期限

- (1) 「あいち電子申請・届出システム」による申込

ア 申込方法

次のQRコード又はURLから「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、必要事項を入力して送信する。

※申込後1週間以内に「完了通知メール」が届きますので、必ずご確認ください（届かない場合は、事務局に連絡してください）。

QRコード



URL

<https://ttzk.graffer.jp/city-kasugai/smarty-apply/apply-procedure-alias/waiwaikitchencar>

イ 申込期限 令和8年1月30日（金）午後5時まで

- (2) 申込用紙による提出

ア 申込方法

「第44回わいわいカーニバル出店者申込用紙」に必要事項を記入し、車両の必要写真を添付してわいわいカーニバル実行委員会事務局（春日井市こども未来部子育て推進課内）へ持参、又はメール、郵送にて提出すること。

イ 提出期限 令和8年1月30日（金）必着

13 出店申込及び問い合わせ先

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市こども未来部子育て推進課内
わいわいカーニバル実行委員会事務局
電話 0568-85-6151 FAX 0568-85-3786
E-mail kosodate@city.kasugai.lg.jp

14 出店者の選考

(1) 仮決定

出店者の決定は、主催者が選考した後、選考結果をメールで通知する。
なお、選考理由については開示しない。

(2) 本決定

春日井市暴力団排除条例を受け、「公共的行催事における露店等の出店届出要綱」に準じ、出店者の審査を行い、違反等が発覚した場合は出店取消とする。

15 出店決定後に提出する書類

- (1) キッチンカー出店届出書（別紙）
- (2) 食品営業許可証一式の写し
- (3) 検便成績書の写し（調理に携わる者全員分）
- (4) 食品衛生責任者又は調理師免許証の写し
- (5) 生産物賠償責任保険証書・施設賠償責任保険証書等の写し
- (6) 納税証明書等の未納がないことが確認できる書類の写し

16 事務手続きのスケジュール等について

日程	提出書類など
1月30日（金）	出店申込期限 ①出店者申込用紙 ②キッチンカー写真画像 (車両の正面・側面の全体及びナンバープレートが確認できるもの)
2月上旬	主催者で出店者選考
2月中旬	出店可否通知書送付（仮決定）
3月上旬	次の書類の提出期限 ①出店届出書 ②食品営業許可証一式のコピー ③検便成績書のコピー（調理に携わる者全員分） ④食品衛生責任者又は調理師免許証のコピー ⑤賠償責任保険証券のコピー ⑥直近の国税及び地方税の納税証明書等（コピー可）
4月上旬	出店許可通知書送付 春日井市暴力団排除条例を受け、公共的行催事における露店等の出店届出要綱に準じた審査を経て、正式な出店決定とする。なお、違反が発覚した場合は、仮決定を取消とする。

※後日、選考結果を申込のあったメールアドレスに

「kosodate@city.kasugai.lg.jp」から送信しますので、迷惑メール対策等を行っている場合にはメール受信が可能な設定に変更してください。

17 その他

本要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、法令（春日井市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、主催者と出店者の協議の上処理する。